

「都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・承継に関する行政評価・監視」 の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要

令和4年3月29日

【勧告先】文部科学省（文化庁）【勧告日】令和3年3月16日【回答日】令和4年3月15日（改善状況は同日現在）

調査の背景・目的

- ◇ 地域の文化財の管理を担ってきた社寺や個人に後継者の不在 > 地域の文化財の滅失や散逸等の防止措置の緊急性が高まっている。
- ◇ 都道府県は、条例に基づき、その区域内に存する文化財のうち重要なものを指定し、保存・活用に必要な措置を講ずることができる（文化財保護法第182条第2項）。
- ◇ 所有者は、条例に基づき、都道府県指定文化財の所在地又は所有者を変更する際には都道府県に届け出ることが必要（所在地の変更は事前、所有者の変更は事後の届出）
- ◇ 文化庁は、都道府県指定文化財の取扱いについては、各都道府県が条例等に基づき、主体的に判断すべき事柄であるとし、所在不明となったものや都道府県の区域外に移動して指定が解除されたものの取扱いの実態について把握していない。

都道府県指定文化財の適切な保護・承継を図る観点から、文化財の中でも特に商取引されやすく、滅失や散逸等のリスクが高いと考えられる美術工芸品に注目して、その管理状況等を調査

ポイント

【勧告】

- 調査結果に基づき、文部科学省（文化庁）に対し、都道府県指定文化財（美術工芸品）の散逸を防止し、更なる適切な管理を推進するため、都道府県に、①所有者からの届出の励行が文化財の散逸の防止に有効であることを示すこと、②所在不明となった都道府県指定文化財（美術工芸品）を再発見した事例を把握し、搜索の方法や再発防止策等を示すことを勧告

【文部科学省（文化庁）の講じた主な改善措置状況】

- この勧告を踏まえ、文部科学省（文化庁）は、都道府県に対して、勧告内容を周知するとともに、
 - ① 都道府県指定文化財（美術工芸品）が所在不明とならないよう取り組んでいる事例（届出の励行等）
 - ② 所在不明となった都道府県指定文化財（美術工芸品）の数及び再発見するに至ったきっかけについて調査を実施し、調査結果を情報提供するなど、勧告した事項については、必要な改善措置が講じられている。

詳細は次ページ

主な調査結果と勧告

- ◇ 都道府県指定文化財（美術工芸品）の所在不明、区域外移動の実態
 - ・ **所在不明**：114件、うち個人所有86件
→86件いずれも新旧所有者が条例に基づく届出（所在地変更、所有者変更）を行っていない
 - ・ **区域外移動**：93件、うち個人所有76件
→76件中60件は上記届出を行っていない
- ◇ 警察等の関係行政機関の協力を得て、所有者等の協議会での研修会の開催、所有者に対する各種手続資料の提供などにより届出の励行を推進し、所在不明の防止や保護につながっている事例あり
- ◇ 関係機関との連携により所在不明となった文化財の搜索等を行い再発見した事例あり

【勧告】

都道府県指定文化財（美術工芸品）の散逸を防止し、更なる適切な管理を推進するため、都道府県に対し、

- ① 所有者からの届出の励行が文化財の散逸の防止に有効であることを示すこと。
- ② 再発見した事例を把握し、当該事例における、搜索の方法、搜索の際に連携した関係機関、搜索に当たっての留意点及び再発防止策を示すこと。

文部科学省（文化庁）の講じた主な改善措置状況

文部科学省（文化庁）は、都道府県に対して、勧告内容を周知するとともに、以下の措置を実施

1 勧告①について

- ◇ 都道府県指定文化財（美術工芸品）が所在不明とならないように取り組んでいる事例について調査

所有者変更等に係る届出の励行に関連する取組（所有者向けの管理手引の作成・周知、家族等への周知など）事例を把握

- ◇ 都道府県に対して、当該調査結果について情報提供するとともに、所有者変更等の届出が確実に行われる必要がある旨を通知

2 勧告②について

- ◇ 所在不明となった都道府県指定文化財（美術工芸品）の数や再発見に至ったきっかけについて調査

150件程度の所在不明文化財を把握
警察、古美術商、県立美術館等からの情報提供や銃刀法に基づく登録情報等をきっかけに再発見した事例を把握

- ◇ 再発防止策等と併せて当該調査結果を都道府県に情報提供

都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・承継に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に対する 改善措置状況（フォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和2年6月～3年3月（注）
（注）この調査の前段として、関係機関の協力を得て都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況についても調査しており、本行政評価・監視では、当該調査において把握した部分も含めて取りまとめている。
- 2 対象機関
調査対象機関 文部科学省（文化庁）
関連調査等対象機関 都道府県（27）、市区町村（29）

【勧告日及び勧告先】 令和3年3月16日 文部科学省（文化庁）

【回答年月日】 令和4年3月15日
※ 改善状況は同日現在

【調査の背景事情】

- 昨今の少子高齢化・過疎化の進行等により急激に地域社会が変容する中、文化財の管理を担ってきた社寺、自治会等や個人に後継者の不在が懸念されるなど、文化財の保護・承継をめぐる状況も大きく変化
- そのため、地域の文化財の滅失や散逸等の防止措置の緊急性が高まっている。
- 文化庁は、自らが指定事務を行わない都道府県指定の文化財の取扱いについては、各都道府県が条例等に基づき、主体的に判断すべき事柄であるとし、所在不明となったものや都道府県の区域外に移動して指定が解除されたものの取扱いの実態について未把握
- この調査は、都道府県指定文化財の適切な保護・承継を図る観点から、文化財の中でも特に商取引されやすく、譲渡や区域外移動が容易であるため滅失や散逸等のリスクが高いと考えられる美術工芸品に注目して、都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

勧告事項等	文部科学省（文化庁）が講じた改善措置状況
<p>都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況等</p> <p>○ 文化庁における都道府県指定文化財（美術工芸品）の散逸防止に係る取組等 （勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>文部科学省（文化庁）は、都道府県指定文化財（美術工芸品）の散逸を防止し、各都道府県における更なる適切な管理を推進するため、都道府県に対し、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 都道府県指定文化財（美術工芸品）について、条例に基づき、旧所有者からの所在地変更の届出及び新所有者からの所有者変更の届出を励行してもらうことが都道府県指定文化財（美術工芸品）の散逸の防止に有効であることを示すこと。</p> <p>② 一旦所在不明となった都道府県指定文化財（美術工芸品）を都道府県が再発見した事例を把握し、当該事例における、搜索の方法、搜索の際に連携した関係機関、搜索に当たっての留意点及び再発防止策を示すこと。</p> </div> <p>（説明）</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第182条第2項では、地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができることと規定</p> <p>○ 文化庁は、「都道府県の文化財保護条例及び文化財保護審議会条例</p>	<p>① 令和3年3月16日付けで「都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・承継に関する行政評価・監視」に係る勧告がなされたことを踏まえ、文化庁は、同年5月31日付けで、都道府県に対して、勧告内容を周知するとともに、動産である都道府県指定文化財（美術工芸品）が所在不明とならないように取り組んでいる事例について調査を実施した。</p> <p>当該調査の結果、都道府県において、所有者変更等に係る届出の励行に関連する取組（所有者向けの管理手引の作成・周知、家族等への周知など）を含め、所在不明とならないように取り組んでいる事例を把握したところであり、令和4年2月18日付けで、都道府県に対して、当該調査結果について情報提供を行うとともに、所有者変更等の届出が確実に実行される旨を通知した。</p> <p>なお、文化庁としては、指定文化財を守り、次世代につなげていくためには、所有者変更等に係る届出が確実に実施されることにより、指定文化財の置かれている状況を的確に把握することが重要であると考えており、国指定文化財（美術工芸品）の場合、所有者向けの手引を作成し、所有者変更等の際に必要な手続等を周知するとともに、定期的な所在調査を実施している。</p>

勧告事項等	文部科学省（文化庁）が講じた改善措置状況
<p>の参考案について」（昭和 50 年 9 月 30 日付け庁保第 190 号文化庁次長通知。以下「条例参考案」という。）により、都道府県が定める文化財保護条例（以下、単に「条例」という。）の参考案を提示</p> <p>○ 条例参考案では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会は、都道府県の区域内に存する有形文化財のうち、都道府県にとって重要なものを都道府県指定有形文化財に指定することができ（第 4 条）、都道府県指定有形文化財が都道府県指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる（第 5 条第 1 項）と規定 ・ 指定解除の考え方について、「都道府県指定有形文化財がその都道府県の区域内に所在しなくなった場合（一時的な所在の場所の変更を除く。）は、特殊な事由のうちに含めて取り扱うことが適当である」と記載 ・ 都道府県指定有形文化財の所有者が変更されたときは、新所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出（第 7 条第 1 項）、都道府県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない（第 9 条第 1 項）と規定 <p><調査結果></p> <p>○ 調査対象都道府県において所在不明とされた都道府県指定文化財（美術工芸品）が 114 件、そのうち 86 件が個人所有のものであり、当該 86 件はいずれも新旧の所有者が条例に基づいて適切に所在地変</p>	<p>このことは、令和 3 年度の都道府県・指定都市文化行政主管部課長会議で取り上げており、今後、文化庁が主催する都道府県の文化財担当者を対象とした会議・研修等の機会でも、引き続き情報提供し、届出の励行の推進に努めてまいりたい。</p> <p>② 令和 3 年 3 月 16 日付けで「都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・承継に関する行政評価・監視」に係る勧告がなされたことを踏まえ、文化庁は、同年 5 月 31 日付けで、都道府県に対して、勧告内容を周知するとともに、所在不明となった都道府県指定文化財（美術工芸品）の数や再発見するに至ったきっかけについて調査を実施した。</p> <p>当該調査の結果、およそ 150 件程度の都道府県指定文化財（美術工芸品）が所在不明であることが報告された。その一方で、18 都道府県で、所在不明文化財を再発見するに至った事例があり、警察、新所有者、古美術商、県立美術館や市町資料館からの情報提供、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 14 条の規定に基づく登録情報を参照したこと等をきっかけに再発見した事例を把握したところであり、当該調査の結果について都道府県に情報提供を行った（注）。</p> <p>（注）再発見防止については、上記①の回答における所在不明とならないようにする取組を参照</p> <p>文化庁としては、所在不明となった文化財を再発見するためには、所在不明情報を多くの方に知っていただく取組が重要であると考えており、国指定文化財（美術工芸品）の場合、文化</p>

勧告事項等	文部科学省（文化庁）が講じた改善措置状況
<p>更又は所有者変更の届出を行っていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象都道府県において区域外移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）が 93 件、そのうち 76 件が個人所有のものであり、当該 76 件のうち 60 件について、新旧の所有者が条例に基づいて適切に所在地変更又は所有者変更の届出を行っていなかった。当該 60 件はいずれも指定解除されていた。 ○ 一方、調査対象都道府県の中には、所有者等を会員とした文化財所有者等連絡協議会を組織し、警察等の関係行政機関の協力を得て研修会を開催したり、所有者に対し各種手続を整理した資料を提供するなどにより届出の励行を推進し、所在不明の防止や保護につながっている事例がみられた。 ○ また、都道府県内博物館・美術館等、刀剣類登録事務の担当部局などの関係機関との連携により、一旦所在不明となった都道府県指定文化財（美術工芸品）を再発見した事例がみられた。 	<p>庁ウェブサイト「盗難を含む所在不明に関する情報提供について～取り戻そう！みんなの文化財～」での情報発信に取り組んでおり、地方公共団体が指定する文化財についても、令和 4 年 2 月 18 日付けで、都道府県に対して、検索の一助として、同ウェブサイトには所在不明情報を掲載することを検討いただきたい旨を通知した。</p> <p>このことは、令和 3 年度の都道府県・指定都市文化行政主管部課長会議で取り上げており、今後、文化庁が主催する都道府県の文化財担当者を対象とした会議・研修等の機会でも、引き続き情報提供に努めてまいりたい。</p>